

令和 2 年 第 4 回
別海町議会定例会会議録

至 令和 2 年 1 2 月 1 8 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第１号（令和 ２年１２月１４日）

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 9 1 号	令和２年度別海町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 8	議案第 9 2 号	令和２年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 9 3 号	令和２年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 9 4 号	令和２年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 9 5 号	令和２年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 2	議案第 9 6 号	別海町合葬墓設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 9 7 号	別海町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 9 8 号	別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 9 9 号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 1 0 0 号	工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）
日程第 1 7	議案第 1 0 1 号	工事請負契約の締結について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
日程第 1 8	議案第 1 0 2 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町マルチメディア館）
日程第 1 9	議案第 1 0 3 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町地域情報通信施設）
日程第 2 0	議案第 1 0 4 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野）
日程第 2 1	議案第 1 0 5 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセンター）
日程第 2 2	議案第 1 0 6 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス）
日程第 2 3	議案第 1 0 7 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農研修牧場）

日程第 2 4	議案第 108 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町営畜牛育成牧場）
日程第 2 5	議案第 109 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町資源循環センター）
日程第 2 6	議案第 110 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 2 7	同意第 30 号	別海町教育委員会委員の任命について
日程第 2 8	報告第 8 号	専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 91 号	令和 2 年度別海町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 8	議案第 92 号	令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 93 号	令和 2 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 10	議案第 94 号	令和 2 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	議案第 95 号	令和 2 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 12	議案第 96 号	別海町合葬墓設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 13	議案第 97 号	別海町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 98 号	別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 99 号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 100 号	工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）
日程第 17	議案第 101 号	工事請負契約の締結について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
日程第 18	議案第 102 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町マルチメディア館）
日程第 19	議案第 103 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町地域情報通信施設）
日程第 20	議案第 104 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野）
日程第 21	議案第 105 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセンター）
日程第 22	議案第 106 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス）
日程第 23	議案第 107 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農研修牧場）

- 日程第24 議案第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町営畜牛育成牧場）
- 日程第25 議案第109号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町資源循環センター）
- 日程第26 議案第110号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第27 同意第30号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第28 報告第8号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）

○出席議員（16名）

1番 宮越正人	2番 横田保江
3番 田村秀男	4番 小椋哲也
5番 外山浩司	6番 大内省吾
7番 木嶋悦寛	8番 松壽孝雄
9番 今西和雄	10番 小林敏之
11番 瀧川榮子	12番 松原政勝
13番 中村忠士	14番 佐藤初雄
副議長 15番 戸田憲悦	議長 16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長 曾根興三	副町長 佐藤次春
教育長 登藤和哉	代表監査委員 杉本義久
農業委員会会長 小野榮一	総務部長 浦山吉人
福祉部長 今野健一	産業振興部長 門脇芳則
建設水道部長 山岸英一	教育部長 山田一志
会計管理者 阿部美幸	農業委員会事務局長 中村公一
選挙管理委員会書記長 佐々木栄典	監査委員事務局長 小林由治
総務部次長 佐々木栄典	福祉部次長 青柳茂
産業振興部次長 小湊昌博	建設水道部次長 伊藤一成
教育部次長 石川誠	総務課長 佐々木栄典
総合政策課長 三戸俊人	財政課長 寺尾真太郎
税務課長 伊藤輝幸	防災交通課長 麻郷地聡
西公民館長 他 田村康行	尾岱沼支所長 他 福原義人
福祉課長 干場みゆき	介護支援課長 千葉宏
町民課長 青柳茂	老人保健施設事務長 竹中利哉
農政課長 小野武史	水産みどり課長 小湊昌博
商工観光課長 田畑直樹	管理課長 伊藤一成
建築住宅課長 川畑智明	上下水道課長 外石昭博
学務課長 他 宮本栄一	学校教育課長 入倉伸顕
生涯学習課長 他 石川誠	中央公民館長 内山宏
図書館長 他 新堀光行	図書館長 他 新堀光行

○議会事務局出席職員

事務局 長 小 島 実 主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

1 番 宮 越 正 人 2 番 横 田 保 江
3 番 田 村 秀 男

◎議長挨拶

○議長（西原 浩君） おはようございます。

令和2年第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私御多忙のところ御出席をいただき、厚く感謝申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の対応に追われた1年となりました。

本定例会においても感染症対策を行いながらの開会となりました。

この感染症が日本で初めて確認されてから1年が経過しようとしておりますが、いまだに収束の兆しが見えない厳しい状況となっております。

我が国の経済も、新型コロナの影響に対応するため、感染対策と経済活動の両立を図り、雇用の確保、事業の継続を通じて、国民の生活を守り抜くとしておりますが、先行きは依然として不透明な状況にあると言えます。

北海道においても、4月の緊急事態宣言の発出により個人消費や企業の生産活動が鈍化し、インバウンドの落ち込みにより観光業が非常に厳しい状況となりました。

本町においても、国の緊急経済対策や町の支援策を講じましたが、飲食業や宿泊業の落ち込みはいまだに厳しく、先が見えない状況であります。

加えて、大宗漁業であるアキサケの極端な不漁は、地域経済にも大きな打撃を与えております。

このような状況下ではありますけれども、町長をはじめ職員の皆様も、経済対策はもとより、人口減少、少子高齢化、子育て支援、社会保障対策や産業の振興施策など、様々な行政課題の解決に向け、総合計画の基、新年度の予算編成作業が進められていることと認識しております。

議会といたしましても、行政と十分に意思疎通を図りながら、建設的な提案を行い、地域振興施策の推進に一層努めなければならないと改めて強く思うところであります。

ただいま、議会では、議会基本条例の制定に向けての調査を特別委員会を中心に進めているところであります。

その条例に町民の声を反映させるためにアンケートを実施しましたが、その中で、町民の皆様から町政の課題や議会に対する期待の声が寄せられました。

本定例会において政策議論をすることにより、町政の健全な発展と住民福祉がさらに増進されることに期待しているところであります。

本日から開会する第4回定例会に提出される議案につきましては、後ほど上程され説明がございしますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、議会本来の権限を十分に発揮し、適正で妥当な議決に至りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今月に入り一段と冷え込みが厳しくなり、いよいよ冬本番となっております。

議員各位には、御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） それでは、会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクの着用をお願いいたします。

ただいまから令和2年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

1 番宮越議員。

○1 番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 2 番横田議員。

○2 番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 3 番田村議員。

○3 番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、3 名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小林敏之君） はい。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

12月4日及び12月9日に開催いたしました議会運営委員会で第4回定例会に関わる運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第4回定例会に町側から提出されております案件は、全部で22件であります。

内容は、令和2年度各会計補正予算が5件、条例の制定が1件、条例の一部改正が3件、工事請負契約の締結が2件、公の施設に係る指定管理者の指定が8件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が1件、教育委員会委員の任命が1件、専決処分が報告が1件であります。

これら提出案件のうち、別海町合葬墓設置及び管理に関する条例の制定については福祉医療常任委員会に付託し、各会計補正予算の5件は特別委員会に付託します。

それ以外の案件は、委員会への付託は省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものと決定いたしました。

特別委員会に付託する議案第91号から第95号までの令和2年度各会計補正予算については、全議員で構成する予算決算審査特別委員会で慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、各会計補正予算の５件については、関連がありますので、一括議題といたします。
報告第１６号の専決処分の報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第４回定例会の会期は、１２月１４日から１２月１８日までの５日間とし、初日には、行政報告、町長提出議案の内容説明・質疑を行います。

２日目と３日目には一般質問を行い、３日目一般質問終了後から４日目は休会とし、特別委員会及び各常任委員会を行います。

最終日は、委員会付託案件の結果報告と町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員及び委員会提出案件の内容説明・質疑、討論・採決を行います。

また、第３回定例会において予算決算審査特別委員会に付託されておりました令和元年度各会計決算の認定第１号から第８号については、全議員の構成で審査しておりますので、委員長報告及び討論を省略し、採決を行うことといたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、横田議員、中村議員、大内議員、松原議員、今西議員、宮越議員、木嶋議員、外山議員、瀧川議員、松壽議員、小椋議員の１２名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民に分かりやすい簡明かつ明快な質問や答弁に配慮されますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在予定されておりますのは、議員提出案件が１件であります。

内容は、さけ定置漁業の凶漁対策に係る資源増殖事業の緊急支援を求める意見書を松原議員が定例会最終日に提案することになっております。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が議長の許可により議員の質疑及び質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に分かりやすくするために導入したものであります。

町長はじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議しました内容の報告とさせていただきます。

◎日程第３ 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第３ 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１２月１８日までの５日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から１２月１８日までの５日間と決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第４ 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和2年第4回の町議会定例会を招集させていただきました。

師走の大変お忙しい時期ではございますけれども、全議員の出席をいただき大変ありがとうございます。

それでは、定例会開会に当たりまして行政報告を申し上げます。

先週から雪が降ってきて、一段と寒さが厳しくなっておりますけれども、本格的な降雪の時期を迎えて、本年度の除雪体制でございますけれども、先月までに、個人、法人合わせて29の事業者と除雪業務の委託契約を締結し、町有車と民有車の合計82台の出勤体制を整えました。

また、これに伴い、本定例会で除雪費用の増額補正の予算を提出しております。

できるだけの備えをしていかなければならないと、そういう考え方を持っております。

御理解をよろしくお願い申し上げます。

それから、議長の御挨拶にもありましたけれども、新型コロナの感染症に対する対応でございますけれども、町では、これまで、国・道による対策に加えまして、町独自の支援対策を多々講じてきましたけれども、今月からは、新たに町立別海病院に発熱外来を開設しまして、不安な症状があれば、いつでも受診し、相談できる環境を整えました。

町民の皆様方の健康を守り、安心・安全の確保に機能することを大いに期待しているところでございます。

幸いにも、町内では、これまで感染者が確認されておられません。

これもひとえに、医療機関や福祉施設等関係機関の皆様の御努力、多くの団体や個人の方々からの御支援、そして町民の皆様の御協力によるものと、心から感謝申し上げる次第であります。

今後とも、引き続き危機意識を持ち、警戒対応に当たるとともに、町民の皆さまへ継続して注意喚起のメッセージを発信し、感染対策意識の再徹底を図ってまいりたいと考えております。

それでは、産業の動向について御報告いたします。

酪農・畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産量は、本年1月から10月末までで42万トン、これは、対前年比で102.5%、生産額で言いますと、446億4,000万円、額では対前年比105.8%となっております。

乳量及び生産額につきましては、事業者の努力はもちろんでございますけれども、生乳生産基盤の拡大及び乳価の高値安定によりまして、順調に推移しているところでございます。

また、本年度の牧草の収穫状況につきましては、好天に恵まれまして、一番草が4日ほど早く、二番草の収穫作業も2日早く終了しております。

収量では、10アール当たり、一番草で2,389キログラム、二番草で、これは、10アール当たりですけれども、1,327キログラム、一番、二番合わせまして3,716キログラムと、これは、平年に比べまして101.9%の収量となっております。

す。

また、飼料用とうもろこしの収量につきましても、露地栽培で10アール当たり5,522キログラム、これは、平年比としまして101.3%、いずれも例年に比べ増収となっております。

なお、生乳生産農家戸数、これは、本年10戸が離脱しまして、2戸が新規参入しました。

12月現在では、合計で627戸となっております。

次に、水産業の状況でございます。

本町の太宗漁業でありますアキサケ定置網漁は、11月20日で操業を終えました。

これは、議長の挨拶にもありました。

大変例年と比べて減っております。

漁獲数量で言いますと、野付漁協は、対前年比36%、数量で言いますと869トンしかありません。

別海漁協は、対前年比44%、これは296トンとなっております。

町全体としても、前年比で38%、1,165トン。

大変少なくなっております。

また、全体の金額で言いますと、前年比51%、8億6,616万円。

この額は、昭和40年代以来の記録的な不漁ということになっております。

本町の重要な水産資源であるアキサケの漁獲量の早期回復、これを本当に切に願っているところですが、その有力な解決策もなかなか見えて来ていないというところで、非常に、今、次の対策について苦慮しているところでございます。

また、10月22日から11月19日まで行いました秋のホッカイシマエビ漁でございますけれども、これは、対前年比で132%、14.9トン獲れました。

金額で言いますと、対前年比の153%、5,200万円。

昨年を1,800万円ほど上回る結果となりました。

アキサケと比べると額は少ないですけれども、一応豊漁の年だったということでございます。

本年1年間の実績で見ますと、漁獲数量は、対昨年比69%、春漁、秋漁合わせて26トンにとどまっておりますけれども、単価が高かったということで、金額は、対前年比96%の1億600万円ということになっております。

なお、11月末日現在の両漁協の水揚げ状況につきましては、数量では、対前年比70%の2万266トン、金額で言いますと54%、両方合わせて47億9,600万円しか揚がっておりません。

コロナ禍によるホタテの水揚げ減と、さらにアキサケ不漁の影響、これによって非常に厳しい状況となっております。

12月1日からは、冬季のホタテ漁が始まっておりますけれども、コロナ禍による流通停滞、これが続いておりまして単価的に先が見通せない状況でございますけれども、これからの歳末商戦を控え、今後の価格動向に大いに期待をしているところでございます。

続いて、エゾシカ駆除対策でございますけれども、猟友会の協力を得まして、春駆除は5月10日から31日までの22日間、これで1,303頭、秋駆除は9月17日から10月23日までの30日間で1,004頭、合計で2,307頭を駆除しております、これは、対前年比でも106%で終了しております。

なお、12月1日から、今は、野付半島及び走古丹地区で囲いわなによる生体捕獲を始めておりまして、来年3月末までの4カ月間で1,100頭の捕獲を予定しております。

次に、商工業と観光についてでございます。

11月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況でございますけれども、開業支援、経営拡大助成、これらを目的としました起業家支援事業、これが6件、前年と同数となっております。

町内建築業者の受注機会確保を目的としました地域貢献中小企業支援事業は、これは30件と、前年と比較しまして3件ほど上回っております。

また、長年にわたり勤労に励まれた方々を表彰します「別海町優良勤労者表彰」、これにおきましては、本年度は12月4日に表彰式を開催いたしましたけれども、6事業所20名の優良勤労者の方々を表彰させていただいたところでございます。

大変今年は多くの方々が表彰されましたけれども、これからも引き続き卓越した技術・経験を活かしていただいて、本町の事業発展にさらに貢献していただければと、そんな願いを込めて表彰をさせていただきました。

それから、次は、観光客でございますけれども、10月末現在の観光客入込状況でございますけれども、コロナ禍によりまして本年度予定していたほぼ全てのイベントが中止となったこともあり、全体で対前年比46%、13万3,000人ということで大きく減少している状況でございます。

ただ、夏以降、国の経済対策の一環として始められましたGOTOトラベルの影響からか、観光客の入込みが徐々に回復してきておりまして、10月には、前年同月比で20%増になっているということでございます。

GOTOトラベルにつきましては、新型コロナウイルス感染症の昨今のさらなる拡大を受けて、札幌市や大阪市を出発地とする旅行が対象から一時除外されることとなりましたけれども、これから本格的なシーズンを迎える氷平線観光、これへの影響が非常に懸念されているところでございます。

本年度予定しておりました産業祭等、大きなイベントは中止となりましたけれども、今年で37回目を迎えた「菊と緑の会」につきましては、11月6日から11月9日まで、女性4名、男性5名参加の下に開催いたしました。

最終日のマッチングでは、1組のカップルが誕生したほか、2組が友達付き合いを開始するなど、現在も順調にお付き合いが続いております。

これから寒い時期を迎えますけれども、今後の推移については、温かく見守っていききたいと、こんなふうに考えております。

また、来年2月には、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見極めながら、初めての試みとしまして、今回参加できなかった女性を対象に、令和2年度としては第2回目の「菊と緑の会」、これを開催する予定であります。

産業の動向につきましては以上でございます。

最後ですけれども、野付中学校の令和2年度日本善行賞表彰について御報告申し上げます。

既に新聞での報道がありまして御存じかと思いますが、野付中学校が長年にわたり取り組んでおりました地域の美化活動、これが、「一般社団法人日本善行会」から令和2年度の表彰を受け、12月9日に同会釧根支部から表彰状の伝達がありました。

野付中学校では、ふるさとの産業や歴史、自然などを包括的に学ぶ「野付学」、これを

実践しておりまして、その一環として昭和59年から野付半島の清掃活動「野付中学校クリーン作戦」、これに、全生徒、教職員、PTAなどが協力し合い、36年間の長きにわたり取り組んでいたところでございます。

このたび、この長年の取組が、青少年の健全育成、明るく住みよい地域社会づくりへの貢献に寄与していると認められまして、表彰されたものでございます。

コロナ禍にあって明るいニュースが少ない中、長年にわたる中学生の真摯な活動がこのように評価を受け表彰に至ったことは、大変喜ばしい限りであり、私も、心から榮譽を讃えたいと思っております。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

おはようございます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概要の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が20件、同意が1件、報告が1件です。

まず最初に、議案第91号は、令和2年度一般会計補正予算です。

主な補正内容ですが、コロナ禍の影響を含む執行残の減額や人事院勧告による職員等人件費の支出見込額精査などにより減額する一方で、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額交付による子ども医療費助成事業の基金への積立て及びイーストタウン寿団地1号棟長寿命化補修事業の追加採択などにより、3,220万円を増額補正するものであります。

議案第92号の令和2年度下水道事業特別会計補正予算は、中春別地区排水処理施設改築更新工事の追加採択に伴う事業費の増などにより220万円を増額補正するものであります。

次に、議案第93号の令和2年度介護サービス事業特別会計補正予算では、職員等人件費を含む支出見込額の精査などにより530万円を減額補正するものであります。

議案第94号の令和2年度町立別海病院事業会計補正予算は、職員等人件費の給与費支出見込額精査により収益的支出の医業費用で2,559万9,000円を減額し、資本的支出では、新型コロナウイルス感染症対策等による発熱外来開始に伴う整備費及びマイナンバーカードを活用したオンラインでの資格確認に対応するための整備費を計上する一方、企業債償還元金の減額などにより、2,492万1,000円を減額補正するものであります。

議案第95号の水道事業会計補正予算では、職員等人件費を含む支出見込額の精査により収益的支出の営業費用で406万5,000円の減額、資本的支出でも2万4,000円を減額補正するものです。

議案第96号別海町合葬墓設置及び管理に関する条例の制定は、本年11月に建立工事が完成した合葬墓について、令和3年4月1日の供用開始に向けて、合葬墓の設置及び使用者の範囲や使用料など、必要な事項を定める条例を制定しようとするものです。

次に、議案第97号別海町債権管理条例の一部改正、議案第98号別海町後期高齢者医療に関する条例の一部改正及び議案第99号の別海町介護保険条例の一部改正は、いずれも地方税法等の一部改正に伴い「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第100号及び議案第101号の工事請負契約の締結についての2件は、11月30日に入札を行った工事の予定価格がいずれも5,000万円を超えるため議会の議決を求めるものであります。

議案第102号から議案第109号までの8件は、公の施設に係る指定管理者の指定についてです。

令和3年3月31日をもって指定管理が満了する別海町マルチメディア館、別海町地域情報通信施設、別海町ケアハウスみどり野、西春別デイサービスセンター、高齢者生活ハウス、別海町酪農研修牧場、別海町畜牛育成牧場、別海町資源循環センターについて、令和3年4月からも引き続いて指定管理による施設管理とするため議会の議決を求めるものであります。

議案第110号の辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更については、計画策定済みの走古丹辺地のほか14全ての辺地について、いずれも光ファイバー整備の新規事業費の増額に対応するため計画を変更しようとするものです。

次に、同意第30号は、別海町教育委員会委員の任命についてです。

本町では、4名の方を教育委員会委員に任命しておりますが、令和3年2月15日をもって1名の方が任期満了を迎えることから、新たな教育委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

最後に、報告第16号は、専決処分の報告についてです。

工事請負契約の一部を変更する必要性が生じ専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものであります。

以上で提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第13 議案第97号から日程第27 同意第30号までの15件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13 議案第97号から日程第27 同意第30号までの15件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第91号から日程第11 議案第95号

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第91号令和2年度別海町一般会計補正予算（第6号）、日程第8 議案第92号令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3

号)、日程第9 議案第93号令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)、日程第10 議案第94号令和2年度町立別海病院事業会計補正予算(第2号)、日程第11 議案第95号令和2年度別海町水道事業会計補正予算(第2号)の5件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

これらの5件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは、初めに、議案91号令和2年度別海町一般会計補正予算(第6号)の説明を求めます。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい。

議案第91号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町一般会計補正予算(第6号)。

令和2年度別海町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億4,380万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の追加・変更・廃止は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款町税、1項と4項で3,717万円の増。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で615万4,000円の増。

13款分担金及び負担金、2項で14万円の増。

14款使用料及び手数料、1項と2項で187万2,000円の増。

15款国庫支出金、1項から3項で7,699万4,000円の増。

16款道支出金、1項から3項で2,051万6,000円の減。

17款財産収入、1項と2項で215万8,000円の増。

18款寄附金、1項で2,635万2,000円の増。

19款繰入金、1項で2億1,999万円の減。

21款諸収入、4項と5項で676万6,000円の増。

22款町債、1項で1億1,510万円の増。

歳入合計で3,220万円の追加です。

4ページをお開きください。

続きまして、「歳出」です。

- 1 款議会費、1 項で1 4 0 万6, 0 0 0 円の減。
- 2 款総務費、1 項と2 項及び4 項と6 項で1, 2 2 0 万4, 0 0 0 円の増。
- 3 款民生費、1 項と2 項で2, 7 5 3 万4, 0 0 0 円の減。
- 4 款衛生費、1 項と2 項で1, 7 3 4 万1, 0 0 0 円の減。
- 6 款農林水産業費、1 項及び3 項と4 項で3, 0 5 2 万2, 0 0 0 円の減。
- 7 款商工費、1 項で6 1 5 万6, 0 0 0 円の増。
- 8 款土木費、2 項から4 項で2 億2, 4 5 4 万2, 0 0 0 円の増。
- 9 款消防費、1 項で5 4 6 万9, 0 0 0 円の減。
- 1 0 款教育費、1 項と2 項及び5 項と6 項で3, 0 4 6 万6, 0 0 0 円の減。
- 1 2 款公債費、1 項で1, 0 9 6 万4, 0 0 0 円の減。
- 1 3 款給与費、1 項で8, 7 0 0 万円の減。

歳出合計で3, 2 2 0 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2 3 0 億4, 3 8 0 万円とするものです。

6 ページをお開きください。

「第2 表 債務負担行為補正」で、5 件の「追加」です。

この後、別の議案として提出させていただいておりますが、「追加」の5 件のうち公の施設に係る指定管理者に対する委託料4 件につきましては、令和2 年度で指定管理期間が満了する公の施設について、翌年度以降も引き続き指定管理を予定したいとするに当たり必要となる指定管理委託料の債務負担行為です。

1 段目は、「別海町マルチメディア館」、期間を「令和3 年度」の1 年間、限度額は「1, 8 9 0 万円」。

「別海町ケアハウスみどり野」は、期間を「令和3 年度から令和7 年度まで」の5 年間、限度額は「2 億8, 4 1 9 万8, 0 0 0 円」。

「西春別デイサービスセンター」は、期間を「令和3 年度から令和7 年度まで」の5 年間、限度額は「2, 5 0 3 万円」。

「別海町高齢者生活ハウス」は、期間を「令和3 年度から令和7 年度まで」の5 年間、限度額を「7, 6 8 4 万9, 0 0 0 円」とするものです。

次の「大家畜特別支援資金利子補給補助金」は、借換え資金に対して、道と町が一定の割合で利子補給を行うもので、期間を「令和3 年度から令和2 7 年度まで」の2 5 年間、限度額を「5 6 万8, 0 0 0 円」とするものです。

次に、「第3 表 地方債補正」で、今回は、2 件の「追加」と1 4 件の「変更」、そして1 件の「廃止」です。

まず、「追加」ですが、「上西春別中学校整備事業」は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として実施しておりますバックネットフェンスの改修や物置の新設工事のうち、交付金の対象外となる物置新設工事については地方債の対象となる見込みによるもので、限度額は「3 6 0 万円」。

次の「町有林環境保全整備事業」は、事業の一部が地方債の対象とすることができることによるもので、限度額は「1, 5 7 0 万円」とするものです。

それぞれ、起債の方法は「普通貸借又は証券発行」、利率は「3. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」、償還の方法は「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還

もしくは低利に借換えすることができる。」とするものです。

7 ページにお進みください。

続いて、「変更」です。

1 段目の「上春別連絡事務所トイレ改修事業」以下全 14 事業は、事業費の確定見込みに伴う借入限度額の減が主な内容ですので、1 件ごとの説明は省略させていただきますが、下から 2 段目の「公営住宅等整備事業」につきましては、イーストタウン寿団地 1 号棟長寿命化改修事業の補助採択に伴いますその財源の借入れ予定によりまして、限度額を 1 億 4,900 万円増額し「1 億 7,540 万円」としております。

なお、変更する全 14 事業は、起債の方法、利率、償還の方法、それぞれに変更はございません。

8 ページをお開きください。

最後に、「廃止」です。

「西春別駅前西町 3 条通西線改良舗装事業」は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当が見込めることとなったため借入れについて廃止をするものです。

一番下段、「追加」と「変更」、そして「廃止」の合計になりますが、補正前の限度額「20 億 7,331 万 9,000 円」に 1 億 1,510 万円を追加し、補正後の限度額を「21 億 8,841 万 9,000 円」とするものです。

続きまして、9 ページから 74 ページまでの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明は全て省略させていただきます、75 ページの「補正予算給与費明細書」をお開きください。

75 ページ、「補正予算給与費明細書」です。

「1 特別職」で、下段の比較の欄で説明いたします。

まず、「長等」で、期末手当 0.05 月分、12 万 3,000 円の減、共済費で 3 万 1,000 円の減、合計で 15 万 4,000 円の減。

「議員」は、期末手当 0.05 月分の減、合計で 21 万 3,000 円の減。

「その他の特別職」は、職員数が 59 名の減、報酬の合計で 130 万 5,000 円の減とするものです。

比較の合計ですが、職員数で 59 名の減、報酬で 130 万 5,000 円の減、期末手当で 33 万 6,000 円の減、給与費の合計で 164 万 1,000 円の減、共済費は 3 万 1,000 円の減、全合計で 167 万 2,000 円の減となるものです。

76 ページをお開きください。

2 の「一般職」、「(1) 総括」で、こちらも比較の欄で説明いたします。

職員数は、5 名の減で、上段の括弧内には、再任用の短時間勤務職員とパートタイム会計年度任用職員を合計した人数を外数で記載しており、今回は、パートタイム会計年度任用職員になりますが、1 名の減です。

給与費のうち、報酬は 600 万円の減、給料は 3,280 万円の減、職員手当は 3,506 万 7,000 円の減、給与費の合計では 7,386 万 7,000 円の減。

共済費は、1,202 万 9,000 円の減。

合計で 8,589 万 6,000 円の減となるものです。

下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減内容となっております。

77 ページの「ア 会計年度任用職員以外の職員」、78 ページの「イ 会計年度任用職員」、続く 79 ページの「(2) 給料及び職員手当の増減額の明細」及び 80 ページか

ら 82 ページまでの「(3) 給料及び職員手当の状況」につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第 91 号一般会計補正予算(第 6 号)の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 次に、議案第 92 号令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の説明を求めます。

○上下水道課長(外石昭博君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 上下水道課長。

○上下水道課長(外石昭博君) はい。

議案第 92 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)。

令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 220 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,450 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

2 ページをお開きください。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1 款分担金及び負担金、1 項で 3 万 4,000 円の減。

2 款使用料及び手数料、2 項で 1,000 円の増。

3 款国庫支出金、1 項で 500 万円の増。

4 款繰入金、1 項で 495 万 7,000 円の減。

5 款繰越金、1 項で 1 万円の減。

7 款町債、1 項で 220 万円の増。

歳入合計で 220 万円の追加です。

次に、3 ページ、「歳出」です。

1 款総務費、1 項で 311 万 6,000 円の減。

2 款下水道施設費、1 項で 191 万 2,000 円の減。

3 款集落排水施設費、1 項と 2 項で 758 万 1,000 円の増。

4 款公債費、1 項で 45 万 8,000 円の減。

5 款給与費、1 項で 10 万 5,000 円の増。

歳出合計で 220 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 5,450 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

「第 2 表 地方債補正」の「変更」です。

起債の目的、「下水道事業会計移行事業」は、事業費の確定見込みによるもので、限度額「2,040 万円」を 280 万円減額し「1,760 万円」とし、「農業集落排水事業」

は、補助金の追加採択見込みによるもので、限度額「4,590万円」を500万円追加し「5,090万円」とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計では、補正前の限度額「1億820万円」を220万円追加し、補正後の限度額を「1億1,040万円」とするものです。

次の3ページから14ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明は省略いたします。

15ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1一般職」、「(1)総括」で、上の表の下段、比較の欄で御説明いたします。

職員数の増減はございません。

給料に変更はなく、職員手当、4万8,000円の増、給与費計で同じく4万8,000円の増。

共済費、5万7,000円の増。

合計で10万5,000円の増となるものです。

下の表の職員手当の内訳は、手当ごとの増減の内容となります。

下の「(2)給料及び職員手当の増減額の明細」及び16ページの「(3)給料及び職員手当の状況」につきましては、説明を省略いたします。

以上で議案第92号下水道事業特別会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 次に、議案第93号令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の説明を求めます。

○老人保健施設事務長(竹中利哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長(竹中利哉君) はい。

議案第93号令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の内容について説明いたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ530万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,650万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

4款繰入金、1項で756万7,000円の減。

6款諸収入、1項で226万7,000円の増。

歳入合計で５３０万円の減です。

次に、「歳出」です。

１款介護サービス事業費、１項で１０３万８，０００円の増。

２款公債費、１項で７万６，０００円の減。

３款給与費、１項で６２６万２，０００円の減。

歳出合計で５３０万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億９，６５０万円とするものです。

３ページから１０ページまでの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明は省略させていただきます。

１１ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「１一般職」、「（１）総括」です。

下段の比較の欄で説明いたします。

職員数につきましては、会計年度任用職員の退職に伴い１名の減。

給与費のうち、報酬は１２２万５，０００円の減、給料は４０万円の減、職員手当は３４１万７，０００円の減で、給与費合計、３８１万７，０００円の減。

共済費は、１２２万円の減。

合計で５０３万７，０００円の減となります。

下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減内容となっております。

続いて、１２ページ、「ア 会計年度任用職員以外の補正予算給与費明細書」、それから１３ページ、「イ 会計年度任用職員の補正予算給与費明細書」、並びに１４ページの「（２）給料及び職員手当の増減額の明細」、続きまして１５ページから１７ページ、「（３）給料及び職員手当の状況」につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第９３号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） ここで１０分間休憩いたします。

午前１１時０２分 休憩

午前１１時１２分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第９４号令和２年度町立別海病院事業会計補正予算（第２号）の説明を求めます。

○病院事務課長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（小川信明君） はい。

議案第９４号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の１ページをお開き願います。

令和２年度町立別海病院事業会計補正予算（第２号）。

第１条、総則。

令和２年度町立別海病院事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条、収益的収入及び支出。

予算第３条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の１款病院事業収益、２項で１，０３１万２，０００円を増額し、合計で２２億３，２４８万６，０００円とするものです。

次に、支出の１款病院事業費用、１項で２，５５９万９，０００円を減額し、合計で２４億２，２３２万２，０００円とするものです。

第３条、資本的収入及び支出。

予算第４条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額７，８３４万９，０００円は過年度分損益勘定留保資金７，８３４万９，０００円で補てんするものとする。）

収入の１款資本的収入、１項と３項合わせて１，９９４万円を減額し、５億４，９１４万１，０００円とするものです。

次に、支出の１款資本的支出、１項と２項合わせて２，４９２万１，０００円を減額し、６億２，７４９万円とするものです。

２ページをお開きください。

第４条、企業債を次のとおり変更する。

起債の目的、「MRⅠ導入事業」は、事業費の確定見込みによるもので、限度額「２億８，６６０万円」を３，５８０万円減額し「２億５，０８０万円」とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更がありませんので、説明を省略いたします。

第５条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第７条に掲げる経費を次のとおり改める。

１号、職員給与費。

２，９２４万８，０００円を減額し、１２億２，４９３万７，０００円とする。

３ページから８ページの「補正予算実施計画」及び「補正予算実施計画説明書」の説明は省略いたします。

９ページをお開き願います。

「令和２年度 町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

下から３行目、資本増減額の見込みで７，３３３万１，０００円の増額となり、最下段、資金期末残高で１億５，０２８万２，０００円となる予定です。

続きまして、１０ページとなります。

「給与費明細書」です。

「１．総括」。

下段の比較の合計で説明いたします。

職員数、一般職で１０人の減。

括弧内ですが、再任用短時間勤務職員及び１週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数を外数で示しており、８人の増です。

給料、４８０万円の減、報酬・賃金、５１５万円の増、手当、１，１１３万６，０００円の減、給与費計で１，０７８万６，０００円の減。

法定福利費、１，８４６万２，０００円の減。

合計で２，９２４万８，０００円の減となります。

以下、手当の内訳から１４ページまでの説明は省略いたします。

続きまして、１５ページを御覧ください。

「令和２年度 町立別海病院事業予定損益計算書」です。

右下、下から3行目を御覧ください。

当年度純損失の見込み、1億3,647万1,000円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が、25億2,337万3,000円となる見込みです。

16ページの「令和2年度 町立別海病院事業予定貸借対照表」と17ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で議案第94号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第95号令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第95号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1 款水道事業収益、2 項で1,000円を減額し、10億4,138万2,000円とするものです。

収益的支出です。

1 款水道事業費用、1 項と2 項で406万5,000円を減額し、8億1,337万5,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億8,885万7,000円は、減債積立金2億1,354万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,240万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1億4,290万1,000円で補てんするものとする。）

資本的支出です。

1 款資本的支出、1 項で2万4,000円を減額し、5億8,310万7,000円とするものです。

2 ページをお開きください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第8条に定めた経費を次のとおり改める。

1 号、職員給与費。

91万9,000円を減額し、5,200万5,000円とするものです。

3 ページから5 ページの「補正予算実施計画」及び「実施計画説明書」の説明は省略いたします。

6 ページをお開きください。

「令和2年度 別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

下から３行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

９，２７３万円の増額となり、最下段の資金期末残高で２７億９，２３８万２，０００円となる予定です。

次に、７ページ、「補正予算給与費明細書」です。

「１．総括」。

上の表の下段、比較の合計欄で御説明いたします。

職員数に増減はございません。

報酬、１３万７，０００円の減、給料、１７万円の減、手当、２４万４，０００円の減、給与費計で５５万１，０００円の減。

法定福利費、３６万８，０００円の減。

合計で９１万９，０００円の減となります。

以下、手当の内訳から１１ページまでの説明は省略いたします。

１２ページをお開きください。

「令和２年度 別海町水道事業予定損益計算書」です。

下から４行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

１億９，５６０万円となる予定です。

次の１３ページ、「令和２年度 別海町水道事業予定貸借対照表」と１４ページの「注記表」の説明は省略いたします。

以上で議案第９５号水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で議案第９１号から議案第９５号までの令和２年度別海町各会計補正予算の５件について内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和２年度別海町各会計補正予算の５件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９１号から議案第９５号までの５件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第１２ 議案第９６号

○議長（西原 浩君） 日程第１２ 議案第９６号別海町合葬墓設置及び管理に関する条

例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

議案第96号の内容説明に入る前にこのたびの条例制定に至る経過等について申し上げます。

別冊の議案資料1ページをお開きください。

資料の「1 条例の趣旨及び経緯」についてです。

生活様式や価値観の多様化、少子高齢化や核家族化等により、社会を取り巻く環境が急速に変化している現状において、墓地に関する課題は、複雑化、深刻化しています。

安心して暮らせる環境づくりの1つとして、墓地に関する課題を解決していくことは、町の責務であり、家族・親族によるお墓の継承や管理に不安のある方、経済的な事情からお墓を持てない方などに対して埋蔵方法の選択肢を広げる必要があります。

このことから、合葬墓を整備することとして、今年度、合葬墓の建立工事を実施し、当該工事が11月末をもって完成したことから、令和3年4月1日からの供用開始に向けて、合葬墓の設置及び管理に関する条例を新たに制定するものです。

2の「条例の概要」につきましては、この後の個別の条例の内容説明の中で申し上げます。

それでは、議案第96号別海町合葬墓設置及び管理に関する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案書では6ページから8ページまでに条例を記載しておりますが、議案の朗読は省略をさせていただきます、議案資料により説明をさせていただきます。

議案資料の2ページをお開きください。

別海町合葬墓設置及び管理に関する条例です。

まず、第1条は、この条例の趣旨ですが、合葬墓の設置及び管理について必要な事項を定めることを規定しています。

第2条は、この条例で使用する用語の定義について定めるもので、第1項第1号では、合葬墓とは1つの墳墓に複数の焼骨を埋蔵する施設であることを、第2号では、焼骨とは火葬後の遺骨をいうことを、また、第2項において、第1項に規定する以外にこの条例で使用する用語については、「墓地、埋葬等に関する法律」において使用する用語の例によることを定めるものです。

次の第3条については、合葬墓の設置に関することとして名称と位置について定めるもので、名称は「別海町合葬墓」とし、「べつかい霊園」内に設置することを規定しています。

次の第4条については、資料2ページから3ページにかけての記載となりますが、第4条は、合葬墓を使用できる者の範囲を定めるとともに、焼骨のみが埋蔵の対象であることを定めています。

第1号では改葬以外の場合における使用者の範囲を定め、第2号では改葬の場合における使用者の範囲を定めています。

第1号及び第2号に共通する事項として、申請者が別海町に住所または本籍を有している場合は使用が可能であること、別海町墓地条例に規定する墓地（町営墓地）を使用して

いる場合は合葬墓を使用できないこととしていますが、これは、本町に関わりが深く、かつ真に合葬墓を必要とする者を主たる使用者とする目的から規定しているものです。

このほかに、第1号では、被埋蔵者が本町に住所または本籍を有していた場合も使用可能としております。

これは、主に被埋蔵者本人の意思による埋蔵を想定しているものです。

また、第2号では、別海町内に所在する墓地または納骨堂に埋蔵等されている焼骨を合葬墓に改葬しようとする者も使用可能としており、住所または本籍については制限を設けていないことから、本町に住所または本籍を有していない者も該当となりますが、こちらにつきましては、主に代替わりにより墓の継承者が町外にいる場合を設定しているものです。

第3号では、第1号及び第2号に該当しない者でも、特別の理由があると認められる場合には埋蔵が可能である旨を規定しております。

次に、資料の4ページの第5条についてですが、第1項は、合葬墓を使用する際には申請書の提出が必要であることを、また、第2項では、使用を許可する際の使用許可証の交付について定めているものです。

第6条では、使用料について別表に定めています。

この別表につきましては、資料6ページをお開きください。

使用料は、現に本町に住所を有している者か否かで区分をしています。

使用者が別海町に住所を有している場合の使用料は、焼骨1体1万円とし、改葬に限り、申請1件の上限を5万円とします。

また、別海町に住所を有していない場合の使用料は、焼骨1体1万6,000円とし、改葬に限り、申請1件の上限を8万円とします。

改葬の場合においては、申請1件につき5体分の金額を上限としておりますが、これは、一度に6体以上の焼骨を改葬する場合を想定した使用料の負担を軽減する規定となっております。

4ページにお戻りください。

次に、第7条は、生活保護を受けている者などに対する使用料の減免について、第8条では、既に納められた使用料については還付をしないことを定めています。

5ページをお開きください。

第9条では、一度埋蔵された焼骨については返還することができないことを定めています。

次に、第10条は、使用許可の取消し等の条件について、第11条では、合葬墓の使用等に際し、損害が発生した際の責任の所在について定めています。

次に、第12条では、5ページから6ページになりますが、本条例の施行に関し必要な事項については規則に委任することを規定しております。

附則として、本条例の施行日は、令和3年4月1日としています。

以上で議案第96号の内容説明とさせていただきます。

○議長（西原 浩君） 議案第96号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと二、三点。

第4条の第3号「町長が特別の理由があると認める者」とそれから第11条の第1項ただし書「町長が特別の理由があると認めた」、これらは、どういう場合を想定しているか、特別の理由は何か。

それをちょっとお聞かせください。

それと、第7条、条文中「特に必要と認めた者」、それから第8条の「町長が特に認めたとき」、これらもちょっと想定している事項があったらお知らせください。

それと、この条文中7条と8条で、「必要と認めた」というのとただ単に「認めた」というのと、この「必要」があるかないかなんですけども、この「必要」を入れる入れないの違いといいますかね、解釈の違いといいますか、そういうのがありましたら教えてください。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（西原 浩君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○福祉部長（今野健一君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

それでは、お答えいたします。

第4条の第3項につきましては、本町に居住歴のない親族等の埋蔵を望む本町に本籍のない居住者で、お墓の継承や経済的な理由等により、真に合葬墓を利用する必要があると判断できる方を想定しております。

例えば、例としてですね、かつて別海町に居住をしており、合葬墓を既に使用している、または将来的に合葬墓を使用したいと考えていましたが、仕事等の都合により町外に転出となり、そこで結婚、出産等により新しく増えた家族が亡くなった場合等、そういうようなことを想定したものです。

11条の「特別の理由があると認めたとき」の件につきましては、現在、今のところちょっと想定をしておりません。

はい。

それから、7条の分につきましては、生活保護を受けている方以外で生活困窮している方を想定しております。

8条の「特に認めた場合」につきましては、原則還付はしないものとして取り扱いますが、個別により事情を聴き取る等をし、相当の理由があるものと確認できた場合は、ただし書の規定により還付するということを示しています。

それからですね、「必要と認めたもの」、それから「特に認めたもの」ということですが、「必要」と入っている入っていないということは、特に関係ございません。

同じ意味です。

以上です。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） いずれの場合も、「町長が、特別の場合、特に認める」という項目がない場合には、どんな事情があっても、どんな背景があっても、この条例どおり進め

なければならないと。

現実には、いろいろなことが起こり得る可能性があるんで、やはり突発的な、または想定されていないようなことが起きた場合には、町長の判断でそこを取り入れてあげる。

そういう意向を含めて条文を書いたのであって、これは、本当に特例なことであり、通常は条例どおり進めていくべきだというふうに考えております。

生活保護のところで「特に必要」と書いたのは、ほかの部分は、必要か必要でないかということになると、なかなか意見の分かれるところですけども、やっぱり生活に困窮していて、そういう方から特別に料金を取らなければならないというようなことが起きた場合には、やはりその人の生活のことを考えた場合には、考慮してあげることも必要じゃないかという意味合いも含めて、「特別」というような文言を書いたということで。

あとは、合葬墓を毀損した場合に、過失があったり、ということについては、基本的には、やはり過失があった方に損害弁償してもらうのは基本の考え方ですけども、特に、どういう事案が起きて損傷したのかというようなことも、やはりそのときそのときによって違うことがあると思いますし、不可抗力で全く本人に責任が問えないような事態が起こり得る可能性もあるんで、そこら辺もあつた場合には、やはり少し考えてあげる、しっかり検討してみてあげるということも必要だという部分で条文を入れたんであって、できるだけ、このただし書に該当する事案は、少なくあるべきだし、慎重に判断すべきだと、そういう考え方で本案を施行していきたいと思っておりますので、御理解よろしく願います。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今、町長から答弁ありましたけどね。

11条は、不可抗力のことは何も書いていないんです。

故意または過失っていうのは不注意ですからね。

こういうのは、重度とか軽度とかありますけれども、後段のただし書というのは、不可抗力というか、故意だとか過失、そういうことを行つた上で認めると、そういうことですから。

不可抗力は入ってないですから。

それと、こういう「特に必要な事項は、町長が規則で定める」っていうふうにありますのでね、例えば、「使用料の減免」だとか、そういうような感じで、そういう想定されるものはある程度規則の中でうたっておいたほうが何か分かりやすいような気がしますけども、そういう用意はしておりますか。

○福祉部長（今野健一君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

現段階では、案として準備をしております。

主に、申請から許可までの手続の規定を予定しています。

条例議決後に制定に向けて進めたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3 番田村議員。

○3 番（田村秀男君） 細かな事項とか、今私の言った分の「特別な理由」だとかね、ある程度そういう想定されるものを規則に入れますかっていうことで、全体じゃなくて、例えば、先ほどの4条から11条、それから7条、8条のそういう「必要と認められたとき」とかをね、そういうのはある程度具体化しておいたほうがよいんじゃないかという意味ですけども、その点はどうですか。

○福祉部長（今野健一君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

その内容につきまして、協議の上ですね、必要な事項については規則で定めていきたいというふうに考えております。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） はい。

ここで、この条例制定に関して、「町長が特別の理由がある」という文言を入れているというのは、この条例の中で、条文化できないような案件が出てくる可能性があるという意味で「特別に認める」という1項目を入れたのであって、取扱要綱や条例の中で明記できるのであれば、この1項目は要らないんです。

けども、全ての事案を条例化、成文化できるというのは、なかなか難しいと。

どんなことが起きるかもしれないということに備えて、町長は、特別に判断できるものがあるというふうに成文化したんであって、なるべく文章化してきちっと残しておくことが、それは、議員のおっしゃるとおり大切なことなんですけれども、では、それで全てをフォローできるかという部分が大変難しい部分もあるということで、その判断は、町長に一任してほしいという意味合いで、町長の判断ができるということでございます。

できるだけ考えられるいろいろな事柄、成り行きについては、所管でしっかり把握しておきたいと思っておりますけれども、そこで把握し切れない事態が起きるかもしれないという前提について御理解をお願いします。

以上です。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようでしたら、質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第96号別海町合葬墓設置及び管理に関する条例の制定の件は、福祉医療常任委員会に付託いたします。

◎日程第13 議案第97号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第97号別海町債権管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第97号別海町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書の９ページをお開きください。

本条例の改正は、「地方税法等の一部を改正する法律」の施行によりまして、本条例中で引用する延滞金の割合の特例に関する規定について、地方税法の規定に合わせて改正をしようとするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略させていただきますし、議案資料により説明いたします。

議案資料の７ページをお開きください。

議案資料７ページ、「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正内容といたしましては、附則第２項において延滞金の積算に用いられる「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に用語を改めるもので、その他の改正部分につきましても文言等の整理をするものとなっております。

なお、本改正は、本条例で定める利率等の変更を行うものではないことを申し添えます。

次に、本改正の附則の第１項「施行期日」では、この条例は、令和３年１月１日から施行するとし、８ページの第２項「経過措置」では、この条例による改正後の附則第２項の規定は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとするものです。

以上で議案第９７号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第９７号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第１４ 議案第９８号

○議長（西原 浩君） 日程第１４ 議案第９８号別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第９８号別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書の１１ページをお開きください。

本条例の改正は、議案第９７号と同様に「地方税法等の一部を改正する法律」の施行により、本条例中で引用する延滞金の割合の特例に関する規定について、地方税法の規定に合わせて改正をしようとするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明をいたします。

議案資料の９ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正内容としましては、附則第3条「延滞金の割合の特例」におきまして、延滞金の積算に用いられる「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に用語を改めるもので、その他の改正部分につきましては文言を整理するものとなっております。

なお、本改正は、本条例で定める利率を変更するものではないことを申し添えます。

次に、附則の第1項の「施行期日」では、この条例は、令和3年1月1日から施行するとし、10ページの第2項「経過措置」では、この条例による改正後の附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で議案第98号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第98号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第99号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第99号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第99号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書13ページをお開きください。

本条例の改正は、租税特別措置法の改正により低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が追加されたことに伴う規定の追加、及び「地方税法等の一部を改正する法律」の施行により本条例中で運用する延滞金の割合の特例に関する規定について地方税法の規定に合わせて改正しようとするものです。

それでは、議案の内容を説明いたしますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料11ページをお開きください。

「別海町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表」です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

改正後の欄で説明いたします。

改正内容としまして、第4条「保険料率」において、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の規定を追加するために、第1項第6号のア中、「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加えるものです。

続きまして、議案資料12ページ、附則第6条「延滞金の割合等の特例」において、延滞金の積算に用いられる「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に用語を改めるもので、その他の改正部分につきましては、文言を整理するものとなっています。

なお、本改正は、利率を変更するものではないことを申し添えます。

次に、附則の第1項「施行期日」として、この条例は、令和3年1月1日から施行するとし、第2項「経過措置」では、改正後の附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとするものです。

以上で議案第99号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第99号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第16 議案第100号

○議長（西原 浩君） 日程第16 議案第100号工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第100号の内容説明をいたします。

議案の15ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、中西別上風連線改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、2億6,895万円（内消費税及び地方消費税額2,445万円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長、高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、10月12日から10月30日までの休日を除く15日間、応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格有りとして認められました。

入札の執行は、11月30日、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、角川建設株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は2億4,550万円、最低入札価格は2億4,450万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中で

あります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の１２月２０日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の１３ページをお開きください。

１４ページまでが、本案の工事の資料となっております。

工事の場所は、中西別市街から矢臼別演習場入口に向かう計画路線中、赤色の太線で表示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の太線で示します８１６．６２メートルについて、車道幅員５．５メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料１４ページには本路線の土工定規図を記載しておりますが、詳細な内容につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第１００号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第１００号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第１７ 議案第１０１号

○議長（西原 浩君） 日程第１７ 議案第１０１号工事請負契約の締結について（根室中部３号主要幹線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第１０１号の内容説明をいたします。

議案の１６ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が５，０００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- １、契約の目的、根室中部３号主要幹線改良舗装工事。
- ２、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- ３、契約金額、１億４，５８６万円（内消費税及び地方消費税額１，３２６万円）。
- ４、契約の相手方、野付郡別海町別海１３０番地の１８、寺井建設株式会社、代表取締役、寺井範男。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、１０月１２日から１０月３０日までの休日を除く１５日間、応募者数は５者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格有りと認められました。

入札の執行は、１１月３０日、高玉建設工業株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、角川建設株式会社、島影建設株式会社の５者による指名競争入札を行い、１回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1億3,380万円、最低入札価格は1億3,260万円で、最低入札者であります本案の寺井建設株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の11月10日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の15ページをお開きください。

16ページまでが、本案の工事の資料となっております。

工事の場所は、図面の右側、国道243号線から中央の道道別海厚岸線を交点としまして国道243号線に接する計画路線中、赤色の太線で表示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の太線で示す649.94メートルについて、車道幅員5.5メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料16ページには、本路線の土工定規図を記載しておりますが、詳細な内容につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第101号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第101号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第102号

○議長（西原 浩君） 日程第18 議案第102号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町マルチメディア館）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

それでは、議案第102号の内容説明をいたします。

議案書は17ページになります。

このたび、提案します別海町マルチメディア館については、平成18年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、令和3年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の選定に関しましては、本年11月13日開催の指定管理者選定委員会において、マルチメディア館建設当初から管理に携わっており、当該施設を熟知し、施設を効果的かつ効率的に管理していることから、公募によらず、株式会社オーレンスを引き続き指定することが適当であること、また、指定管理期間は1年間が適当であることの意見をいただいております。

この指定管理期間の1年間につきましては、令和4年4月開館に向け、現在建設中の生涯学習センターの分館として、管理・運営を視野に現在調整を進めていることから、期間を1年間とするものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明に換えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町マルチメディア館。

第2号、所在地、別海町別海旭町47番地1。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海旭町48番地1。

第2号、名称、株式会社オーレンス。

第3号、代表者名、代表取締役、高橋武靖。

第3項、指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

以上で議案第102号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第102号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

今、マルチメディア館の指定管理のことについて説明いただきました。

今まで複数年の期間があったのが、今年度からは単年度1年ってということで、その要因について説明がありましたけれど、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけど。

今度新しくできる生涯学習センターの分館っていう位置づけっていう、確か説明があったと思うんですけど、運営も含めて、指定管理を外しながら今後やっていくっていう方向で受け止めてよろしいんでしょうか。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） お答えいたします。

今の御質問は、それは令和4年度以降のことでよろしいかと考えお答えします。

現在は、先ほど説明したとおり、生涯学習センターの分館として管理を視野にですね、現地調整を進めていくということで、4年度以降につきましては、今度は分館として、これからですね、例えば指定管理になるのか、直営になるのか、あるいは一部管理委託になるのかですね、検討することとなっておりますので、取りあえず今はですね、マルチメディア館としてまず1年間指定管理をするということであります。

以上です。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

ちょっと議案の内容から広がるかもしれませんが、要するにマルチメディア館だけを捉えた今の指定管理っていうことの説明でしたけど、先ほど言われたように、あそこにあるセンターとの関わり合いも言われましたよね。

マルチメディアとの関係、そういう意味で言ったら、あそこ周辺の部分、よく言われる3館連携っていう部分も視野に入れたマルチメディア館の今後のあり方っていう検討をもう既に行っていて、方向性が見えているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 私の方からお答えいたします。

今回のマルチメディア館の議案につきましては、マルチメディア館の現在の指定管理期間が終了するということに対して、マルチメディア館の今後の指定管理の在り方については、1年間、それは、先ほど申し上げましたように、生涯学習センターの分館も視野にとという現在のところの予定ということでございます。

その分館という位置づけ、あるいは3館連携の具体的な管理の在り方については、これは生涯学習センターの今後の管理運営の在り方を決めるときに、併せて関与が深い施設です。今後併せた中で検討していくということで、今回の議案につきましては、あくまでも指定管理期間が到来をした現在のマルチメディア館の今後の指定管理期間について議案にさせていただいたというものでございます。

以上です。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

前回の総務文教常任委員会の委員会調査の活動報告を見させてもらったところ、その中でも議論をされている1案件かなと思いましたので、そういう意味では、今後とも、委員会を通じながらという形の中で、そういうことをしっかりと注視していきたいと思えます。

以上です。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようでしたら、質疑を終わります。

◎日程第19 議案第103号

○議長（西原 浩君） 日程第19 議案第103号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町地域情報通信施設）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

それでは、議案第103号の内容説明をいたします。

議案書の18ページをお開きください。

別海町地域情報通信施設、いわゆる高速無線LAN施設ですが、この施設は、平成19年度から指定管理者による管理・運営を行ってきましたが、令和3年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の選定に関しましては、本年11月13日開催の指定管理者選定委員会において、通信事業の専門性や地域に密着した情報化推進の観点から、公募によらず、株式会社オーレンスと引き続き指定することが適当であること、また、指定管理期間は1年間が適当であることの意見をいただいているところであります。

この指定管理期間の1年間については、今年度から本町全域を対象とした光回線の整備事業を進めており、整備完了後は、本地域情報通信施設を廃止する方向での調整が必要と

考えられるため、期間を1年間とするものであります。

以下、議案を朗読して内容説明に換えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町地域情報通信施設。

第2号、所在地、別紙のとおりということで、次の19ページを御覧願います。

別紙として「公の施設の所在地」を表示しております。

通信設備の「設置場所」として、上段の番号1の「別海町別海常盤町280番地」から下段の番号21の「別海町尾岱沼潮見町102番地」まで、それぞれ「基地局通信設備」と「中継局通信設備」を併せ持つ施設となっております。

それでは、18ページに戻っていただきまして、第2項の指定管理者です。

第1号、住所、別海町別海旭町48番地1。

第2号、名称、株式会社オーレンス。

第3号、代表者名、代表取締役、高橋武靖。

第3項、指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

以上で議案第103号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第103号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第20 議案第104号

○議長（西原 浩君） 日程第20 議案第104号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ケアハウスみどり野）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第104号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。

「別海町ケアハウスみどり野」につきましては、平成18年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、令和3年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年11月13日開催の指定管理者選定委員会で、入居者が安心して生活できるように総合的なサービスの提供に努めており、施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成されていることから、公募によらず、社会福祉法人別海町社会福祉協議会を引き続き指定することが適当であるとの意見をいただいております。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明に換えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町ケアハウスみどり野。

第2号、所在地、別海町別海寿町51番地。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海西本町36番地。

第2号、名称、社会福祉法人別海町社会福祉協議会。

第3号、代表者名、会長、山口長伸。

第3項、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

以上で議案第104号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第104号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第105号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第105号公の施設に係る指定管理者の指定について（西春別デイサービスセンター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第105号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を御説明いたします。

議案書の21ページをお開きください。

西春別デイサービスセンターにつきましては、平成18年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、令和3年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年11月13日開催の指定管理者選定委員会で、居宅介護サービス事業所の指定を受け、西部地区のデイサービスセンター事業者として地域の高齢者との信頼関係も築かれているほか、利用者の日常生活に定着した事業も実施しており、施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成されていることから、公募によらず、道東あさひ農業協同組合を引き続き指定することが適当であるとの意見をいただいております。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明に換えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、西春別デイサービスセンター。

第2号、所在地、別海町西春別駅前曙町9番地3。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海緑町116番地9。

第2号、名称、道東あさひ農業協同組合。

第3号、代表者名、代表理事組合長、原井松純。

第3項、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

以上で議案第105号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第１０５号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２２ 議案第１０６号

○議長（西原 浩君） 日程第２２ 議案第１０６号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町高齢者生活ハウス）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第１０６号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を御説明します。

議案書の２２ページをお開きください。

別海町高齢者生活ハウスにつきましても、平成１８年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、令和３年３月３１日をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年１１月１３日開催の指定管理者選定委員会で、看護に関する知識と経験が豊富であり、入居者に対し総合的なサービス提供に努めており、施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成されていることから、公募によらず、道東あさひ農業協同組合を引き続き指定することが適当であるとの意見をいただいております。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明に換えさせていただきます。

第１項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第１号、名称、別海町高齢者生活ハウス。

第２号、所在地、別海町西春別駅前曙町９番地３。

第２項、指定管理者。

第１号、住所、別海町別海緑町１１６番地９。

第２号、名称、道東あさひ農業協同組合。

第３号、代表者名、代表理事組合長、原井松純。

第３項、指定の期間、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間です。

以上で議案第１０６号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第１０６号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２３ 議案第１０７号

○議長（西原 浩君） 日程第２３ 議案第１０７号公の施設に係る指定管理者の指定に

について（別海町酪農研修牧場）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

議案第107号の内容説明をいたします。

議案書23ページをお開きください。

別海町酪農研修牧場につきましては、平成18年度から指定管理者による管理・運営を実施してきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定については、本年11月13日開催の指定管理者選定委員会において、町と町内3農協が出資し設立した会社で酪農研修の指導体制が整っており、研修修了後の就農地の確保等、関係機関との密な連携が行われ、施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成されていることから、公募によらず、有限会社別海町酪農研修牧場を引き続き指定することが適当であること、また、指定管理期間は5年間が適当であるとの御意見をいただいております。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明に換えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町酪農研修牧場。

第2号、所在地、別海町西春別347番地63。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町西春別347番地63。

第2号、名称、有限会社別海町酪農研修牧場。

第3号、代表者名、代表取締役社長、佐藤次春。

第3項、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものです。

以上、議案第107号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第107号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第108号

○議長（西原 浩君） 日程第24 議案第108号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町営畜牛育成牧場）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

議案第108号の内容説明をいたします。

議案書の24ページをお開きください。

別海町営畜牛育成牧場につきましては、平成24年度から指定管理者による管理・運営を実施してきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年11月13日開催の指定管理者選定委員会において、育成牛の飼養管理については、専門性が要求され、利用農家のニーズに対応しながら飼養管理を効果的かつ効率的に行う必要があることから、公募によらず、有限会社別海町酪農研修牧場を引き続き指定することが適当であること、また、指定管理期間は1年間が適当であるとの意見をいただいております。

なお、指定管理期間の1年間につきましては、同社を研修業務に専念させるとともに、昨年8月に当該施設の隣接地に「JA道東あさひ哺育育成センター」が建設されたことに伴い、両施設が連携することで利用農家にとってもメリットが大きく、より高い飼養管理技術などを蓄積しているJA道東あさひによる指定管理が望ましいと考えていることから、円滑な移行に向けた準備期間として指定管理期間を1年間としております。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明に換えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町営畜牛育成牧場。

第2号、所在地、別海町中西別44番地11。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町西春別347番地63。

第2号、名称、有限会社別海町酪農研修牧場。

第3号、代表者名、代表取締役社長、佐藤次春。

第3項、指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とするものです。

以上、議案第108号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第108号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

この件は、委員会でも詳しく後ほど説明があるっていう、そういう理解の下で、ちょっと大枠的なことを。

指定期間が1年っていうことにした要因の1つとして、今後の受皿として道東あさひ農協っていう発言があったと思うんですけど、十分相手がいることですので、当然その辺のところを十分検討した形の中で1年間の指定期間ということに結論づいたのか、その辺だけ。

細かいことはいいません。

その部分だけ答弁を。

○農政課長（小野武史君） はい。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

今回の検討事項につきましては、平成２９年７月以降、具体的な協議を重ねてまいりました。

令和２年２月に、町からＪＡ道東あさひに対してまして、最終的な条件などを提示し、令和３年４月からの指定管理開始に向けて協議を行ってまいりました。

しかしですね、農協が考える懸念事項を協議するにはまだ時間が足りなかったこと、また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で農協内の理事及び組合員に対しまして十分な説明ができていないこと、こういったことを理由に指定管理開始時期を１年間延長してほしいというお互いの協議の基、令和４年４月からの指定管理移行に向けて現在協議を継続している最中でございます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。

○９番（今西和雄君） はい、よろしいです。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第２５ 議案第１０９号

○議長（西原 浩君） 日程第２５ 議案第１０９号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町資源循環センター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

議案第１０９号の内容説明をいたします。

議案書の２５ページをお開きください。

別海町資源循環センターにつきましては、平成２４年度から指定管理者による管理・運営を実施してきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年１１月１３日開催の指定管理者選定委員会において、施設の運営には、バイオガス発酵技術、機器類の運転知識及び産業廃棄物処理業の許可が必要なことから、公募によらず、別海バイオ株式会社を引き続き指定することが適当であること、また、指定管理期間は３年間で適当であるとの御意見をいただいております。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明に換えさせていただきます。

第１項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第１号、名称、別海町資源循環センター。

第２号、所在地、別海町中西別１０８番地２。

第２項、指定管理者。

第１号、住所、別海町中西別１０８番地２。

第２号、名称、別海バイオ株式会社。

第3号、代表者名、代表取締役、林武雄。

第3項、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とするものです。

以上、議案第109号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第109号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第26 議案第110号

○議長（西原 浩君） 日程第26 議案第110号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第110号の内容説明をいたします。

議案の26ページをお開きください。

本件につきましては、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条8項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても同様とされておりますことから、計画の内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了しておりますことを申し添えます。

今回の変更は、本年9月定例会で議決をいただきました一般会計補正予算（第4号）に計上いたしました町内全域に光ファイバー網を整備する光ファイバ整備事業の財源の一部として見込んだ地方債を辺地対策事業債で計画したいとするものです。

町が事業主体となり町内全域を整備するものですので、全辺地についての計画変更となっております。

27ページにお進みください。

まず、「走古丹辺地総合整備計画」です。

走古丹辺地の総合整備計画は、平成28年度から令和2年度までの5年間で、今回は、第1次の変更です。

変更の内容ですが、2番の「公共的施設の整備を必要とする事情」のうち「電気通信施設について、現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある」とする内容を追加しております。

なお、本「公共的施設の整備を要すると必要とする事情」につきましては、各辺地共通の内容となっておりますので、以降の説明は省略させていただきます。

続いて、3番の表になりますが、「電気通信施設」として「光ファイバ整備事業」の事業費「1,690万円」、国庫補助金等を特定財源として「1,140万円」、一般財源を「550万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「550万円」とするものです。

変更後の走古丹辺地全施設の事業費合計は「7,590万円」、辺地対策事業債の予定額は「3,500万円」となります。

28ページをお開きください。

次に、「尾岱沼辺地総合整備計画」です。

尾岱沼辺地の総合整備計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、今回は、第5次の変更です。

29ページにお進みください。

3番の表、下段になりますが、「光ファイバ整備事業」の事業費「7,650万円」、特定財源として「5,150万円」、一般財源を「2,500万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「2,500万円」とするものです。

変更後の尾岱沼辺地全施設の事業費合計は「5億309万4,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「3億8,630万円」となります。

30ページをお開きください。

次に、「中春別辺地総合整備計画」です。

中春別辺地の総合整備計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、今回は、第2次の変更です。

31ページにお進みください。

3番の表、下段になりますが、「光ファイバ整備事業」の事業費「3億2,580万円」、特定財源として「2億1,940万円」、一般財源を「1億640万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「1億640万円」とするものです。

変更後の中春別辺地全施設の事業費合計は「12億3,291万6,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「2億9,150万円」となります。

32ページをお開きください。

次に、「豊原辺地総合整備計画」です。

豊原辺地の総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は、第2次の変更です。

3番の表になりますが、「光ファイバ整備事業」の事業費「1億3,429万円」、特定財源として「9,049万円」、一般財源を「4,380万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「4,380万円」とするものです。

変更後の豊原辺地全施設の事業費合計は「3億9,579万3,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「1億1,770万円」となります。

33ページにお進みください。

次に、「中西別辺地総合整備計画」です。

中西別辺地の総合整備計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、今回は、第2次の変更です。

3番の表、「光ファイバ整備事業」の事業費「3億5,440万円」、特定財源として「2億3,861万円」、一般財源を「1億1,579万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「1億1,570万円」とするものです。

変更後の中西別辺地全施設の事業費合計は「21億7,042万3,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「7億430万円」となります。

34ページをお開きください。

次に、「床丹辺地総合整備計画」です。

床丹辺地の総合整備計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、今回は、第3次の変更です。

3番の表になりますが、1段目、「電気通信施設」の「地域情報通信施設整備事業外1事業」として「光ファイバ整備事業」を追加し、事業費1億2,000万円を追加し、「1億2,690万円」、国庫補助金等特定財源として「8,080万円」、一般財源を3,920万円追加して「4,610万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額につきましても3,920万円を追加して「4,610万円」とするものです。

変更後の床丹辺地全施設の事業費合計は「1億8,224万6,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「5,550万円」となります。

35ページにお進みください。

次に、「大成辺地総合整備計画」です。

大成辺地の総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は、第2次の変更です。

3番の表になりますが、「光ファイバ整備事業」の事業費「7,440万円」、特定財源として「5,010万円」、一般財源を「2,430万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「2,430万円」とするものです。

変更後の大成辺地全施設の事業費合計は「8億8,180万円」、辺地対策事業債の予定額合計は「2億9,720万円」となります。

36ページをお開きください。

次に、「泉川辺地総合整備計画」です。

泉川辺地の総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は、第1次の変更です。

3番の表、「光ファイバ整備事業」の事業費「1億5,280万円」、特定財源として1億290万円、一般財源を「4,990万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「4,990万円」とするものです。

変更後の泉川辺地全施設の事業費合計は「3億2,280万円」、辺地対策事業債の予定額合計は「1億3,870万円」となります。

37ページにお進みください。

次に、「美原辺地総合整備計画」です。

美原辺地の総合整備計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、今回は、第3次の変更です。

3番の表、「光ファイバ整備事業」の事業費「1億7,180万円」、特定財源として「1億1,570万円」、一般財源を「5,610万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「5,610万円」とするものです。

変更後の美原辺地全施設の事業費合計は「5億5,352万8,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「2億6,110万円」となります。

38ページをお開きください。

次に、「本別辺地総合整備計画」です。

本別辺地の総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は、第2次の変更です。

3番の表になりますが、「光ファイバ整備事業」の事業費「7,360万円」、特定財源として「4,960万円」、一般財源を「2,400万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「2,400万円」とするものです。

変更後の本別辺地全施設の事業費合計は「6億3,724万2,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「2億5,080万円」となります。

39ページにお進みください。

「上風連辺地総合整備計画」です。

上風連辺地の総合整備計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間で、今回は、第1次の変更です。

3番の表、「光ファイバ整備事業」の事業費「3億1,150万円」、特定財源として「2億980万円」、一般財源を「1億170万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「1億170万円」とするものです。

変更後の上風連辺地全施設の事業費合計は「13億5,681万円」、辺地対策事業債の予定額合計は「4億1,030万円」となります。

40ページをお開きください。

次に、「上春別辺地総合整備計画」です。

上春別辺地の総合整備計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、今回は、第2次の変更です。

41ページにお進みください。

3番の表、下段になりますが、「光ファイバ整備事業」の事業費「2億6,310万円」、特定財源として「1億7,720万円」、一般財源を「8,590万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「8,590万円」とするものです。

変更後の上春別辺地全施設の事業費合計は「17億785万9,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「7億380万円」となります。

42ページをお開きください。

次に、「本別海辺地総合整備計画」です。

本別海辺地の総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は、第3次の変更です。

3番の表、「光ファイバ整備事業」の事業費「6,324万円」、特定財源として「4,254万円」、一般財源を「2,070万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「2,070万円」とするものです。

変更後の本別海辺地全施設の事業費合計は「8億969万3,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「2億6,000万円」となります。

43ページにお進みください。

次に、「奥行辺地総合整備計画」です。

奥行辺地の総合整備計画は、平成28年度から令和2年度までの5年間で、今回は、第1次の変更です。

3番の表になりますが、「光ファイバ整備事業」の事業費「1億6,260万円」、特定財源として「1億950万円」、一般財源を「5,310万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「5,310万円」とするものです。

変更後の奥行辺地全施設の事業費合計は「４１億５２５万４，０００円」、辺地対策事業債の予定額は「１億４，０００万円」となります。

４４ページをお開きください。

最後に、「西春別辺地総合整備計画」です。

西春別辺地の総合整備計画は、平成２９年度から令和３年度までの５年間で、今回は、第５次の変更です。

４５ページにお進みください。

３番の表、下段になりますが、「光ファイバ整備事業」の事業費「３億９，６８５万円」、国庫補助金等特定財源といたしまして「２億６，７２５万円」、一般財源を「１億２，９６０万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「１億２，９６０万円」とするものです。

変更後の西春別辺地全施設の事業費合計は「１４億３，３２２万２，０００円」、辺地対策事業債の予定額合計は「５億２，９９０万円」となります。

以上で議案第１１０号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第１１０号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第２７ 同意第３０号

○議長（西原 浩君） 日程第２７ 同意第３０号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長

○町長（曾根興三君） 同意第３０号別海町教育委員会委員の任命について提案申し上げます。

本町の教育委員につきましては、現在４名の方を任命いたしているところでございますけれども、令和３年２月１５日をもちまして伊勢浩子さんが任期満了となります。

つきましては、新たに鈴木桃子さんを教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

鈴木さんは、別海町尾岱沼潮見町５６番地の４１にお住まいで、昭和５９年１０月３１日生まれの満３６歳の方でございます。

任期につきましては、令和３年２月１６日から令和７年２月１５日までの４年間でございます。

主な経歴につきまして申し上げます。

鈴木さんは、北海道教育大学旭川校を御卒業後、平成１９年に標津町立古多糠小中学校に勤務され、一時、御結婚・出産のため退職されましたけれども、その後「標津認定こども園あおぞら」、そして、現在は、町立野付中学校においてスクールサポートスタッフとして勤務をされておられます。

また、地域における子育て支援活動の実践や本町の議会モニターとして議会運営や議会

の活性化に対して意見を申し述べるなど、住みよいまちづくりを進めるための活動もしっかりされております。

鈴木さんは、温厚な人柄で、地域からの人望も厚く、人格、識見共に大変優秀な方で、将来を担う子供たちのためによりよい教育行政を展開していただける方と、私は信じております。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第28 報告第16号

○議長（西原 浩君） 日程第28 報告第16号専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第16号の内容説明をいたします。

議案の47ページをお開きください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月2日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和2年3月5日議案第38号により議決を経て締結、令和2年8月11日に専決処分した中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億5,870万9,000円（内消費税及び地方消費税額2,351万9,000円）」を「2億6,076万6,000円（内消費税及び地方消費税額2,370万6,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、令和2年3月から適用の公共施設公共工事設計労務単価の上昇に伴い、旧労務単価で積算された本契約につきましては、受注者からの請負代金額の変更協議の請求があり、新労務単価による積算を行ったこと、また、当初概数としておりました排水構造物工、構造物撤去工、縁石工、共通仮設費の数量確定により、205万7,000円の増額となったものです。

以上で報告第16号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は一般質問を午前１０時から開きますので、御参集願います。

皆さん、どうも御苦労さまでした。

散会 午後 ２時００分